

第二種特別加入保険料率表

(令和6年4月1日改定)

(単位:1/1000)

事業又は作業の種類番号	事業又は作業の種類	具体的に対象となる者	保険料率
特 1	労災補償法施行規則第46条の17第1号の事業 (個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車による貨物運送業者)	個人タクシー業者、個人貨物運送業者、軽車両運送(赤帽など)、自転車による宅配サービス(UberEATSなど)、土砂等を運搬する大型自動車運送業者	11
特 2	労災保険法施行規則第46条17第2号の事業 (建設業の一人親方)	大工、左官、とび、石工、畳工、建具師等、建築・工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊、解体等を行う者	17
特 3	労災保険法施行規則第46条17第3号の事業 (漁船による自営業者)	漁船に乗り組んで水産動植物の採捕の事業(船員法該当者を除く)を行う者	45
特 4	労災保険法施行規則第46条17第4号の事業 (林業の一人親方)	植林、伐採、木炭製造等を行う者	52
特 5	労災保険法施行規則第46条17第5号の事業 (医薬品の配置販売業者)	各家庭に常備薬等の医薬品を配置販売する者(いわゆる「富山の薬売り」)	6
特 6	労災保険法施行規則第46条17第6号の事業 (再生資源取扱業者)	再生利用目的の廃棄物等を収集、運搬、選別、解体等を行う廃品回収業者、くず鉄業者等	14
特 7	労災保険法施行規則第46条17第7号の事業 (船員法第一条に規定する船員が行う事業)	漁業、貨物運送業、旅客船事業等を船員法第1条に規定する船員が行う事業を行う者	48
特 8	労災保険法施行規則第46条17第8号の事業 (柔道整復師)	柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師	3
特 9	労災保険法施行規則第46条17第9号の事業 (創業支援措置に基づく事業を行う高齢者)	改正高齢者雇用安定法第10条の2第2項に基づき、委託契約その他契約により新たに事業を開始する高齢者	3
特 10	労災保険法施行規則第46条17第10号の作業 (あん摩はりきゅう師等従事者)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	3
特 11	労災保険法施行規則第46条17第11号の作業 (歯科技工士)	歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士	3
特 12	労災保険法施行規則第46条18第1号口の作業 (指定農業機械従事者)	S40.10.30労働省告示第46号で定められた種類の機械を使用して、土地の耕作、開墾、栽培、採取の作業に従事する者	3
特 13	労災保険法施行規則第46条18第2号イの作業 (職場適応訓練受講者)	国又は地方公共団体が実施する求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業に従事する者	3
特 14	労災保険法施行規則第46条18第3号イ又は口の作業 (金属等の加工、洋食器加工作業)	プレス機械、型つけ機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤、フライス盤、を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布、紙の加工作業	14
特 15	労災保険法施行規則第46条18第3号ハの作業 (履物等の加工作業)	有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、革製、布製の履物、靴、袋物、服用ベルト、グラブ・ミット、又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造・加工を行う者	5
特 16	労災保険法施行規則第46条18第3号ニの作業 (陶磁器製造作業)	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け作業、その後の焼成作業を行う者	17
特 17	労災保険法施行規則第46条18第3号ホの作業 (動力機械による作業)	合糸機、撚糸機、織機を使用して行う作業	3
特 18	労災保険法施行規則第46条18第3号ヘの作業 (仏壇、食器の加工作業)	木工機械を使用して行う作業であって、仏壇、木製若しくは竹製の食器の製造・加工を行う者	18
特 19	労災保険法施行規則第46条18第2号ロの作業 (事業主団体等委託訓練従事者)	国又は地方公共団体が実施する求職者の再就職を容易にするために必要な技能を習得させるための事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者	3
特 20	労災保険法施行規則第46条18第1号イの作業 (特定農作業従事者)	年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ha以上の規模の農業、畜産業、養蚕業を行う者	9
特 21	労災保険法施行規則第46条18第4号の作業 (労働組合等常勤役員)	労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共施設で集会の運営、団体交渉その他活動に係る作業を行う者	3
特 22	労災保険法施行規則第46条18第5号の作業 (介護作業従事者)	入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練又は看護の作業を行う者	5
特 23	労災保険法施行規則第46条18第6号の作業 (芸能関係作業従事者)	俳優、声優、ダンサー、音楽家、演芸家、スタント、監督、撮影、照明、音響、道具・美術装飾、衣装、メイク、アシスタント、マネージャーその他芸能実演・政策作業に従事する者	3
特 24	労災保険法施行規則第46条18第7号の作業 (アニメーション制作作業従事者)	キャラクターデザイナー、作画、絵コンテ、原画、動画、背景、監督、演出、脚本、編集等の作業に従事する者	3
特 25	労災保険法施行規則第46条18第8号の作業 (ITフリーランス)	システムエンジニア、プログラマー、Webデザイナー、Webディレクター等の作業に従事する者	3